



弥生PAP入会申込書

弥生 PAP 会員規約(弥生取引基本約款を含む)の内容を理解の上、これに同意して代表者が署名捺印し、弥生 PAP への入会を申し込みます。

会員種別をお選び下さい。	PAP ゴールド	PAP メンバー
--------------	----------	----------

基本登録情報		
フリガナ		
登録名義		
フリガナ 代表者名	印	フリガナ 担当者名
住所 (〒 -)		
TEL	FAX	
E-Mail アドレス		
URL		

日本税理士会連合会または日本公認会計士協会に届出をした事務所名			
所属支部名			
登録税理士名		税理士登録番号	
登録公認会計士名		公認会計士登録番号	

弥生製品を既にお使いですか	はい	いいえ	
弥生製品を所有しており既存の登録がある場合、今回の申込書名義に統一してもよろしいでしょうか	はい	いいえ	既存の登録なし
弥生公認インストラクター資格所有者がいますか	はい	いいえ	
会計事務所サーチへの掲載を希望しますか	はい	いいえ	

弥生 PAP 会員(または弥生ビジネスパートナー)からの紹介で入会される場合は、ご紹介事務所(会社)名とお電話番号をご記入ください

ご紹介事務所(会社)名 ティーエム情報サービス株式会社	ご紹介事務所(会社)の電話番号 06 - 6942 - 9394
---------------------------------------	--

「弥生会計 AE」追加ライセンスを申込される場合は、追加ライセンス数をご記入ください

追加()ライセンスを申し込みます。	「弥生会計 AE」はライセンス使用料モデルです。弥生 PAP ウェルカムバックには、PC1 台分のライセンス(基本ライセンス)が含まれております。2 台以上の PC でご使用いただく場合は、台数分の追加ライセンスをご購入ください。	
弥生会計 AE 追加ライセンス料金(税込年間使用料)		
追加 1~19 ライセンス	1 ライセンスにつき	21,420 円
追加サイトライセンス(追加 20~50 ライセンス)	定額	415,800 円
追加サイトライセンス(追加 51 ライセンス以上)	1 ライセンスにつき	8,316 円
		事務所内でのご使用に限ります。顧問先様への転売はできませんので予めご了承ください。

アンケート (お差し支えなければご協力をお願いいたします)

所員数 ()人	事務所内でメインにお使いのシステム(複数回答可)
顧問先数 ()件	弥生 エブソン TKC ICS JDL MJS 達人シリーズ 魔法陣 勘定奉行 PCA 会計 会計王 その他()

申込書 FAX 0120-06-7642

会計事務所サーチ 掲載情報

- ・会計事務所サーチへは、弥生 PAP 入会申込書の「基本登録情報」の他、下記の情報が掲載されます。掲載を希望される場合はご記入の上、申込書とともにご返送ください。
- ・会計事務所サーチの掲載内容は、弥生 PAP 入会后、弥生 PAP 会員専用サイトより随時変更可能です。

貴事務所が対応できる製品		弥生会計	弥生販売	弥生給与	弥生顧客	やよいの青色申告	
対応可能な業務	ソフトの導入運用支援 給与計算 会社設立	人事・労務 経営企画	記帳代行 公開支援 ISO取得	法人税 ファイナンシャルプラン 経営事項審査	所得税 相続税・資産税 経営指導 その他		
得意業種	建設業 農業	製造業 病院	小売業 その他	サービス業	卸売業	特殊法人	
所有資格	税理士 社会保険労務士	公認会計士 行政書士	ファイナンシャルプランナー 司法書士	中小企業診断士 弁護士			
サポート可能なエリア(ご注意)チェック可能数は『最大5個』です。							
全国 東北(青森 岩手 秋田 山形 宮城 福島) 関東(栃木 群馬 茨城 埼玉 東京 千葉 神奈川) 甲信越(新潟 長野 山梨) 中部(静岡 岐阜 愛知 三重)				北陸(富山 石川 福井) 近畿(滋賀 京都 奈良 大阪 和歌山 兵庫) 中国(鳥取 岡山 広島 島根 山口) 四国(香川 徳島 愛媛 高知) 九州(福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄)			
北海道	青森県	岩手県	秋田県	山形県	宮城県	福島県	栃木県
群馬県	茨城県	埼玉県	東京都	千葉県	神奈川県	新潟県	長野県
山梨県	静岡県	岐阜県	愛知県	三重県	富山県	石川県	福井県
滋賀県	京都府	奈良県	大阪府	和歌山県	兵庫県	鳥取県	岡山県
広島県	島根県	山口県	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県
佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
サポート可能エリアの中で、一部サポートしていない地区がある場合、右記にチェックをつけて下さい。					「一部除く お電話ください」		
[業務内容等の自由記入欄](200文字以内)							



会 員 規 約

本規約は、弥生株式会社(以下「弥生(株)」と呼ぶ)が実施する会員制サービス「Yayoi Professional Advisor Program」の利用に関し適用するものとします。

1. 総則

名称: 本制度はYayoi Professional Advisor Program(以下、「弥生PAP」という)と称します。

所在: 本制度事務局は弥生(株)内または、弥生(株)が定める場所におきます。

2. 意義

弥生PAPとは、プロフェッショナルアドバイザー(税理士・公認会計士およびそれらの事務所)が、自計化促進、業務効率化に弥生(株)製品を積極的に販売及び紹介することによって現在および将来の弥生(株)ユーザーの業務支援を行う場合の、支援制度です。

3. 活動

弥生PAP事務局は、以下の活動を通じて弥生PAP会員の顧問先拡大支援を行い、かつ弥生PAP会員が弥生ユーザーへのサービス提供を円滑に行っていただく支援を行います。

- 3-1 会員の勧誘、登録、抹消。
- 3-2 弥生(株)製品・情報の提供。
- 3-3 弥生(株)製品の販売促進依頼。
- 3-4 各種セミナーの開催。
- 3-5 弥生(株)製品の販売。
- 3-6 その他会員に有効な情報の提供

4. 会員

4-1 入会資格

入会資格は、税理士事務所または公認会計士事務所を代表する税理士または公認会計士です。

これらに準ずるものとして、会計事務所の関連法人もしくは団体であっても入会できます。尚、関連する法人名等で入会する場合には、日本税理士会連合会もしくは、日本公認会計士協会に届出をした事務所名を併記することが必要になります。

税理士法人も弥生PAPに入会することができます。ひとつの税理士法人において複数の所在地にてサービスを希望する場合は、事務所所在地単位で入会することができます。

上記規定は本店の入会を拘束するものではなく、本店が入会しなくとも支店だけで入会することが出来ます。

上記条件に合致し、さらに顧問先への自計化促進を積極的に弥生(株)製品によって推進していただくことをお願いいたします。

4-2 会員サービスおよび特典

会員として登録されると、会員期間中弥生PAPウェブサイトへ掲載された内容のサービスおよび特典が提供されます。

本制度のサービスであるウェルカムバック(弥生製品セット)中、弥生会計AEについては基本ライセンス1本をご提供いたします。追加でご使用の場合は追加ライセンス料を別途いただきます。また、他製品は使用台数に応じた本数を購入いただきます。

4-3 会員の義務

入会時の登録内容に変更があった場合は、速やかに弥生PAP事務局に文書でお届けいただきます。届け出のない場合には、サービスの提供ができない場合があります。

弥生PAP会員は、不正の目的をもって弥生PAPを利用してはなりません。また、弥生PAPから得た情報は、第三者に提供したり、複製物を作成したりすることはできません。弥生PAP会員の登録が抹消された場合には、直ちに弥生PAPから得た情報が保存されている媒体の情報を抹消するか、廃棄しなければなりません。

弥生PAP会員が弥生(株)のソフトウェア、付属品、消耗品、サービス等の販売を行う場合には、別記の「弥生取引基本約款」の条項に従うものとします。

5. 入会と退会

5-1 入会手続き

入会手続きは、本規約をご一読いただき、「入会申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込みください。申込み受理後、弥生PAP事務局から所定の入会金および年会費の振込用紙を送付します。

弥生PAP会員への登録日は、入金を弥生PAP事務局が処理した日をいいます。また、この登録日をもって4-2に定める会員サービスの提供が開始されます。また、会員資格の有効期間の起算日は、弥生PAP事務局が指定した月の1日となります。

5-2 有効期限と自動更新

会員資格の有効期限は有効期間起算月の1日から1年間とします。

登録された会員資格は、2年日以降自動更新となります。有効期限満了1ヶ月前までに、弥生PAP事務局より更新に関する書類をご送付させていただきますので、有効期限満了までに翌年分の年会費をお支払いください。

5-3 会員資格の喪失と登録の抹消

以下のいずれかの条項に該当すると事務局が認めた場合、事務局は会員への文書による通知をもって登録を抹消することができます。その際、既に納付されている入会金・年会費の返還は行いません。

入会申込書等、弥生PAP事務局に提示された書類に虚偽の記載がある場合。

弥生PAP会員番号を不正に使用し、あるいは使用させた場合。

本規約に定める重大な事項に違反し、あるいは弥生PAPの運営を妨害した場合。

その他弥生PAPの業務に重大な影響を与える危険性がある場合。

年会費の支払いを怠った場合。

弥生PAP事務局(弥生(株))が会員として不適当と判断した場合。

5-4 会員の退会

会員は弥生PAP事務局に文書により通知することで退会でき

ます。ただし、既に納付されている入会金、年会費の返還は行いません。

5-5 退会時に消失する権利等

会員を退会した場合は、弥生PAPウェブサイトへ掲載された内容のサービスおよび特典を受けることができなくなります。特にウェルカムパック(弥生会計AE、弥生給与、弥生販売、弥生顧客)、データリレーションサービスの使用権利が消失する点についてご注意下さい。

6.入会金と年会費

6-1 入会金・年会費

弥生PAP会員に対する入会金と年会費は別途弥生PAP事務局よりご案内する金額とします。

入会金は入会時、年会費の納入は年1回とし、全額一括納入してください。事務局よりご送付する振込用紙にて納付してください。なお、お支払い頂いた入会金・年会費は、理由の如何にかかわらず、返還致しません。

6-2 再入会

再度、入会を希望される場合には再入会金・年会費が必要となります。

7.規約の変更その他

7-1 規約の変更

本規約(制度の内容等含む)は、2週間の予告期間において適宜変更できるものとします。予告および変更内容の告知は弥生PAPウェブサイトにて行うものとします。

7-2 会計事務所サーチ

弥生PAP会員は、弥生(株)のウェブサイトにてその情報を公開することができますが、その公開は弥生PAP会員の責任において行うものとします。また、会計事務所サーチの利用に基づいて直接または間接に生じた弥生PAP会員、利用者または第三者の損害については、弥生PAP事務局及び弥生(株)は一切の賠償その他の責任を負いません。

7-3 免責

弥生PAP事務局、弥生(株)および弥生PAP事務局が認めた原資料の提供者は、弥生PAP会員に対して、弥生PAPから提供されるサービスの品質の完全性や有用性につき、いかなる保証も致しません。弥生PAP事務局、弥生(株)および弥生PAP事務局が認めた原資料の提供者は、弥生PAPのサービスの利用により発生した会員または他者の損害およびサービスを利用できなかったことにより発生した会員または他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。また、弥生PAP事務局は、ウェブ等上の掲載内容等について、不適切なものがある場合、直ちにこれを排除する場合があります。この場合、弥生PAP事務局は、当該行動によるいかなる損害賠償義務も負わないことにします。

7-4 提供情報

弥生PAP事務局が提供する情報及び内容の一部は弥生

(株)の都合により適宜中止ないし中断することがありますが、この場合にも会費の返却はせず、また弥生(株)及び弥生PAP事務局が認めた原資料の提供者は如何なる責任も負担致しません。

7-5 譲渡禁止等

弥生PAP会員は、その有する権利を第三者に担保提供、譲渡、名義変更はできないものとします。

7-6 情報サービスの中断・遅延

弊社のサーバ、ネットワーク機器、回線などの故障、停止、停電、天災、保守作業、その他の理由により、弥生PAP事務局からの情報サービスの中断、遅延などが発生し、その結果会員が損害を被った場合においても弊社は一切の責任を負わないものとします。

7-7 秘密保持

会員は、本規約(弥生(株)基本取引約款を含みます)に関連して弥生(株)から書面又は口頭によるかを問わず、秘密情報として受領した情報を、秘密として適切に保持管理し、弥生(株)により認められた以外の目的で使用してはならず、また、第三者に漏洩又は開示してはなりません。ただし、受領する前に既に自ら保有していたもの、受領する前に既に公知であったもの、受領した後自らの責めによらずに公知となったもの、受領した後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものについては、秘密情報の対象から除外します。

7-8 その他

弥生PAPに関する著作権を含む一切の知的所有権は、弥生(株)に所属します。

弥生PAPに関する一切の紛争の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

附則 平成18年6月1日 改定・施行

弥生取引基本約款

弥生PAP会員(以下甲という)が弥生株式会社(以下乙という)のソフトウェア、付属品、消耗品、サービス等の販売を行う場合には、以下の条項に従うものとします。

第1条 販売権付与

- (1) 甲は、本約款に定める期間中、本約款に定める条項に基づき、日本国内において、乙が別途指定する乙のソフトウェア並びにこれらに付随して使用される付属品、消耗品、サービス等(以下弥生(株)製品という)の再販売をおこなうことができる。甲は本約款に従い、弥生(株)製品を、日本国内においてのみ、甲の顧客または依頼者にその顧客もしくは依頼者の個人又は社内での内部使用の目的のために販売するものとする。
- (2) 乙が甲に対して付与する権利は、前条に記載した弥生(株)製品の販売権に限られ、弥生(株)製品を複製、変更、頒布する権利並びに弥生(株)製品、その複製物及び改変されたもの等を使用許諾する権利を含まない。

第2条 価格・注文

- (1) 甲は、乙が甲に別途通知する仕切価格によって、乙に注文書を提出するものとする。乙は弥生(株)製品の仕切価格を変更する場合、変更の通知を30日前に甲に行うものとする。仕切価格の変更とはその時点ですでに販売されている製品のその時点でのバージョンに対する仕切価格の変更を指す。

第3条 納入

- (1) 乙は、甲からの注文に基づき、弥生(株)製品を甲に納品する。
- (2) 弥生(株)製品は甲の指定場所に納入するものとする。なお、当該指定場所は、特段の取り決めのない限り1ヶ所を超えることはできない。
- (3) 乙から甲への納入前に生じた製品の滅失損傷変質その他一切の損害は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き乙の負担とし、納入後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き甲の負担とする。

第4条 支払い

甲は、毎月15日までに納入を受けた弥生(株)製品に対して、翌月15日(当日が銀行休業日である場合は直前の銀行営業日)までに乙の指定する銀行口座に現金で弥生(株)製品の購入代金を支払うものとする。支払が遅延した場合は、乙は甲が全ての支払を完了するまで弥生(株)製品の納入を遅らせ又は未発送の注文を解約することができる。また乙は遅延未払金額に対して年14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として甲に請求することができる。

第5条 保証

- (1) 乙は、弥生(株)製品が第三者の日本国の著作権、及び特許権を侵害しないことを甲に保証する。
- (2) 乙は、甲が弥生(株)製品を受領した後30日の間、甲に対し、当該弥生(株)製品に含まれる媒体、書類及び包装がその仕上り又は素材に関し、重大な瑕疵を含まないことを保証する。このような弥生(株)製品の瑕疵については、弥生(株)製品納入後30日以内に甲は乙に通知するものとし、乙は甲に納入した製品を瑕疵のない製品と直ちに交換するものとする。
- (3) 本約款中明示的な定めのある場合を除き、乙は、弥生(株)製品に関し、いかなる明示又は黙示の保証又は表明(市場性又はある特定の目的への適合性に関する黙示の保証を含む)も行わない。
- (4) 乙は甲に対し、弥生(株)製品の機能が追加、向上(バージョンアップ)された場合、甲の過去3ヶ月間に購入しかつその時点で在庫として保有している弥生(株)製品について新バージョンの発売後3ヶ月間に限り無償で弥生(株)製品の交換を行うものとし、この期間以後は、原則として交換は行わないものとする。

第6条 責任の制限

いかなる理由によっても、乙は、弥生(株)製品の使用または不使用、納入の遅延並びに収益、データ、取引及び信用の喪失等(但しこれらに限らない)から生じる特別損害、間接的損害、付随的損害、派生的損害又は不法行為に基づく損害については、当該損害の発生可能性について知らされていたかに拘らず、これらの損害に対し責任を負わないものとする。なお、乙の金銭的な損害賠償額は、甲によって乙に支払われた金額を上限とする。

第7条 著作権及び商標権

- (1) 甲は、販売される弥生(株)製品の著作権表示及び商標表示に関し、乙の指示に従うものとする。
- (2) 甲は、乙の著作権、商標権その他の知的財産権の不適當又は不正な使用につき知った場合には、かかる使用につき乙に知らせるものとする。甲は、特に、弥生(株)製品の商標を変更、汚損若しくは消去せず、又は弥生(株)製品の出所及び同一性に関し公衆を欺き又は混乱させるような弥生(株)製品の表示の変更をしてはならない。

第8条 教育及び情報提供

乙は、甲に対し弥生(株)製品の販売に乙が必要と認める教育及び情報の提供等を有償又は無償で行うものとする。

第9条 期間/解約

- (1) 本約款は、甲が弥生PAP会員である間、適用されるものとする。
- (2) 前項に拘らず、甲が本約款の重要な条項に違反し、当該違反がその旨の書面による催告の通知後30日以内に是正されなかった場合には、本約款第1条に定める販売権その他甲の有する本約款上の権利を失うものとする。
- (3) 甲が次の各号に該当するときは、催告を要せず直ちに前項の権利を失うものとする。
 - I. 合併、解散、減資、営業の廃止または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡もしくは賃貸の決議を行い、資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じた場合
 - II. 自己振出又は引き受けの手形・小切手を不渡りとし、または支払不能となった場合
 - III. 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課滞納処分を受け、あるいは破産、民事再生、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあった場合又は清算に入った場合
 - IV. 前各号の他、本約款に定める義務の履行が困難となり、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 甲は、本約款の適用を受ける地位を失い、その他本条第(2)項または第(3)項の適用ある場合には、30日以内に全ての機密情報(これに関する全ての複製物を含む)を乙に対し返却するものとし、電子データなど返却することのできないものは消去のうえ、乙にそれを証明するものとする。

第10条 期限利益の喪失

甲は、次のいずれかの事由に該当したときは、乙からの請求により本約款に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を支払うものとする。

- (1) 商品及び役務(以下「商品等」といいます。)の購入が甲にとって商行為となる場合(業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約を除く)で、甲が支払いを遅滞したとき
- (2) 本約款上の義務に違反し、その違反が本約款の重大な違反となるとき
- (3) 甲の信用状態が著しく悪化したとき
- (4) 甲が弥生PAP会員資格を喪失したとき。

第11条 一般条項

- (1) 甲は、乙の事前の書面による同意がない限り、本約款上の権利又は義務を第三者に譲渡することはできない。
- (2) 乙は、甲に対する債権と債務をいつでも任意にその弁済期の如何にかかわらず、対当額で相殺することができるものとする。
- (3) 本約款上の全ての通知は書面によりなされるものとする。
- (4) 本約款は、日本国法に準拠しこれに従って解釈されるものとし、本約款に関する争訟は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。
- (5) 本約款の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議しこれを解決する。

附則 平成 18 年 6 月 1 日 改定・施行



弥生株式会社 弥生PAP事務局